



# 神奈川県プラスチック資源循環推進等計画 案

(かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム)

令和5年 月  
神奈川県

## 目次

I	計画策定の趣旨等	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
II	プラスチックごみを取り巻く社会的状況の変化	3
III	本県におけるプラスチックごみの現状等	
1	一般廃棄物の状況	9
2	産業廃棄物の状況	12
3	海岸におけるプラスチックごみの状況	13
IV	本県におけるこれまでの取組み	
1	ワンウェイプラスチックの削減	15
2	プラごみの再生利用の推進	16
3	クリーン活動の拡大等	17
4	普及啓発	18
5	実態調査	18
V	施策の基本的な方針	20
VI	推進方策	
1	プラスチック使用製品の使用の合理化の促進	21
2	プラスチックの再生利用等の促進	23
3	クリーン活動の拡大等	24
4	普及啓発・環境教育	25
5	実態調査等	25
VII	各主体の役割	
1	県民の役割	26
2	事業者の役割	26
3	市町村の役割	26
4	県の役割	26
VIII	計画の進行管理	27

【本計画で用いる用語について】

本計画において用いる「再生利用」、「再資源化」、「再資源化等」及び「再商品化」とは、「循環型社会形成推進基本法」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」及び「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」における次の用語と同義とする。

循環型社会形成推進基本法	
再生利用	廃棄物等のうち有用なものの全部又は一部を原材料として利用すること
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	
再資源化	使用済プラスチック使用製品等の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすること
再資源化等	再資源化及び使用済プラスチック使用製品等の全部又は一部であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを、熱を得ることに利用することができる状態にすること
再商品化	市町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物について、製品の部品若しくは原材料として利用する者又は製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	
再商品化	自ら分別基準適合物 <sup>*</sup> を製品の原料として若しくは燃料以外の用途で製品としてそのまま使用すること又は製品の原材料として利用する者若しくは製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること <sup>*</sup> 市町村が分別収集した容器包装廃棄物のうち、環境省が定める基準に適合等するもの

### 1 計画策定の趣旨

プラスチックは、軽くて加工しやすく、衛生的であり、容器包装や家庭用品のほか、様々な産業分野で利用されています。その一方で、正しく廃棄されず環境中に流出したプラスチックによる海洋汚染は、現在、世界的な環境問題となっています。また、化石資源を原料としたプラスチックを、廃棄し焼却することは、地球温暖化の原因の一つになっており、2050年脱炭素社会の実現に向け、プラスチックの資源循環の重要性は、より一層高まっています。

国は、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2022（令和4）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）を施行しました。同法では、プラスチックの資源循環を促進する取組みを規定しており、都道府県には、国の施策に準じた必要な措置を講ずること等を求めています。

一方、本県では、2018（平成30）年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表しました。また、2020（令和2）年3月に、2022（令和4）年度までの具体的な行動計画である「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」（以下「前アクションプログラム」という。）を策定し、①ワンウェイプラの削減、②プラごみの再生利用の推進、③クリーン活動の拡大等を3つの推進方策に位置付け、取組みを進めてきました。

今後、さらに、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、本県は、2022（令和4）年7月に「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」（以下「条例」という。）を改正し、県の責務として「プラスチック資源循環推進等計画」の策定を規定するなど、プラスチック資源循環法の施行と相まって、プラスチックの資源循環を推進していくこととしました。

こうした背景から、このたび、2023（令和5）年度以降の本県におけるプラスチックの資源循環等の取組みを総合的かつ計画的に推進するための方針や施策等を、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」として取りまとめました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、条例第9条の2に基づく「プラスチック資源循環推進等計画」として策定するものです。

また、プラスチック資源循環法第6条第3項に基づき、本県が国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を推進するための計画でもあります。

なお、本県における廃棄物の減量その他適正な処理に関する法定計画であり、循環型社会形成への取組みを進めるための行動計画でもある「神奈川県循環型社会づくり計画」との関係については、同計画の改定の際に、本計画を同計画の部門別計画として位置付けることを検討していきます。

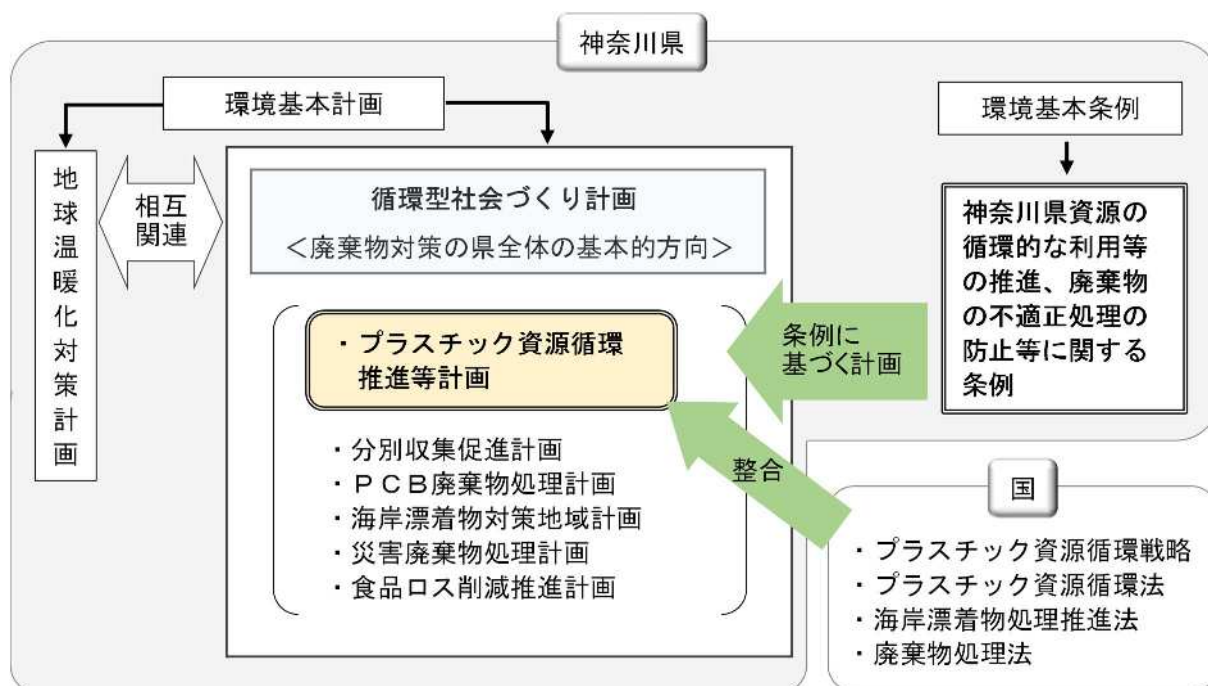


図1 計画体系図（循環型社会づくり計画改定後の将来イメージ）

## 3 計画期間

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。

ただし、プラスチックを取り巻く環境の変化や、施策の実施状況等に応じて、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。

### (1) 海洋プラスチック問題への国際的関心の高まり

世界全体では年間数百万トンものプラスチックごみが海洋に流出しており、このままでは2050（令和32）年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋を占めると予測されています。<sup>※</sup>

こうした世界的な海洋プラスチックの問題に対応するため、2019（令和元）年6月のG20大阪サミットでは、「2050（令和32）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」とした「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が首脳間で共有されました。

また、2022（令和4）年3月には第5回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）が開催され、海洋プラスチック汚染を始めとするプラスチック汚染対策に関する決議が採択されました。これにより、法的拘束力のある国際約束の作成に向けた国際交渉が開始されることになり、この交渉は2024（令和6）年末までの合意を目指しています。

本県でも、2018（平成30）年8月に鎌倉市の由比ガ浜海岸にシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されたことを契機に、「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、「2030（令和12）年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指す」こととしました。この「リサイクル」には、熱回収による有効利用も含んでおり、有効利用せずに廃棄されるプラごみゼロを目指し、様々な取組みを推進しています。

<sup>※</sup> 「THE NEW PLASTICS ECONOMY RETHINKING THE FUTURE OF PLASTICS」（エレン・マッカーサー財団、2016年）より

### (2) プラスチック資源循環戦略の策定及びプラスチック資源循環法の制定

国は、世界的な海洋プラスチック問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、容器包装や製品に広く利用されているプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。同戦略では、「3R」（Reduce（排出抑制：リデュース）、Reuse（再使用：リユース）、Recycle（再生利用：リサイクル））の推進に、再生可能な資源の活用を意味する「Renewable（リニューアブル）」を加えた「3R＋Renewable」を基本原則とするとともに、ワンウェイプラスチックの排出抑制、プラスチックのリユースやリサイクルの推進、バイオマスプラスチックの導入促進に関する6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。

また、2022（令和4）年4月にはプラスチック資源循環法を施行しました。主な内容としては、事業者、消費者、国、地方公共団体等の関係主体の役割を示しているほか、プラスチック使用製品設計指針の策定、特定プラスチック使用製品（12品目）の使用の合理化、市区町村による分別収集・再商品化、製造・販売事業者等による自主回収・再資源化、排出事業者の排出抑制・再資源化等が規定されており、プラスチック製品の設計・製造から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全体

を通じて、プラスチックの資源循環を促進する取組みを進めることとなっています。

#### 【プラスチック資源循環戦略のマイルストーン】

- ①2030（令和12）年までにワンウェイプラスチックをこれまでの努力を含め累積25%排出抑制
- ②2025（令和7）年までにプラスチック製容器包装及び製品のデザインをリユース又はリサイクル可能なデザインに（難しい場合も熱回収可能性は担保）
- ③2030（令和12）年までにプラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクル
- ④2035（令和17）年までに使用済プラスチックを100%リユース又はリサイクル等により有効利用（技術的に難しい場合は熱回収も含める）
- ⑤2030（令和12）年までにプラスチックの再生利用を倍増
- ⑥2030（令和12）年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

#### 【コラム①】 海岸ごみの7割は川から流れてきた漂着ごみ

海岸のすみには、まだきれいなプラスチックごみが落ちていることがあります。このようなごみは、海岸に来た人がその場で捨てていく「放置ごみ」です。海岸にはそれだけでなく、川から流れてきたごみもあります。このようなごみは、海岸にたどり着くまでに傷つき、汚れ、劣化します。また、波打ち際に帯状に漂着します。このような特徴を踏まえて公益財団法人かながわ海岸美化財団が神奈川県内の海岸ごみの実態を調査した結果によると、**海岸ごみの約7割が河川から流出したごみ**であることが分かっています。

街中で、ルールを守らず一人がポイ捨てしたごみは、たとえ少量であっても降雨等により道路側溝などから河川に流出し、海に集まると大量のごみとなり、環境に大きな影響を与えます。

近年では、気候変動問題により豪雨災害も頻発しており、こういったプラごみ流出のリスクはさらに増大しています。



（出典）公益財団法人かながわ海岸美化財団

ごみ出しルールを守りましょう！



また、ポイ捨てごみのほかにも、私たちが日常に利用するごみ集積場等で散乱したごみも、河川を通じて海に流出していることが分かっています。

分解しにくいプラスチックごみが環境中に、ひいては海に流出しないようにするためには、ポイ捨てしないことはもちろん、ごみが散乱ないようにルールを守って捨てるなど、日ごろの生活の中から私たち一人ひとりができる取組みを進めていく必要があります。

### (3) 地球温暖化問題とプラスチック

近年、気候変動（地球温暖化）の影響により、世界各地で、干ばつ、洪水被害などの災害が発生しています。今後、地球温暖化が進むとこうした被害がさらに大きくなるおそれがあり、この被害を最小限に食い止めるためにも、これまで以上の努力をもって地球温暖化を防ぐことが必要です。

こうした中、県は、2021（令和3）年12月に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を改正し、「2050（令和32）年までの脱炭素社会の実現」を基本理念に定めました。

化石資源から作られたプラスチックの焼却で発生する二酸化炭素は、地球温暖化の原因となることから、脱炭素社会の実現のためには、プラスチック製品の過剰な利用の抑制や、再生利用の拡大といった3R+Renewableの推進を図る必要があります。また、3R+Renewableの推進によるプラスチック使用量の削減は、プラスチック製品の生産において消費されるエネルギーの削減にも貢献します。

表1 2019（令和元）年度における県内の二酸化炭素排出量の部門別比較

単位：万 t-CO<sub>2</sub>

	エネルギー 転換部門	産業部門	家庭部門	業務部門	運輸部門	廃棄物部 門	合計
排出量	934	2,261	1,112	1,236	955	124	6,622
(構成比%)	(14.1)	(34.1)	(16.8)	(18.7)	(14.4)	(1.9)	(100)

### (4) 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、私たちの生活様式は大きく変化しました。

本県でも、2020（令和2）年度は、外出自粛によるテイクアウト需要の高まりに伴い、2019（令和元）年度に比べて家庭から排出されるペットボトルやプラスチック製容器包装の増加が見られましたが、家庭系及び事業系プラスチックごみ全体としては、大きな変化は見られませんでした。

一方で、コロナ禍において利用が大きく拡大したと見られる不織布マスクや、医療用ゴム手袋などのプラスチック製品は、衛生上の観点から、プラスチック以外の素材に替えることや再生利用することが難しく、焼却処理せざるを得ないものがあります。

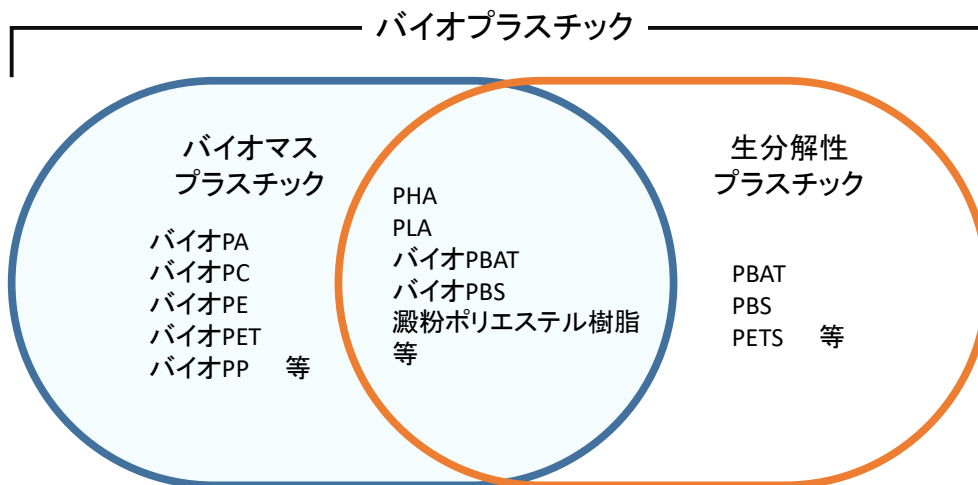
このようなものについては、バイオマスプラスチックを活用した製品の利用を進めていくことが求められています。



## 【コラム②】 バイオプラスチックとは？

バイオプラスチックとは、植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックと、微生物等の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称です。

化石資源をはじめとする枯渇性資源の使用削減、温室効果ガスの排出抑制、海洋の新たなプラスチックごみによる汚染をゼロとしていくための必要な施策として、バイオプラスチックの利用が注目されています。



バイオマスプラスチックの代表的な原料は、サトウキビ、トウモロコシ、キャッサバ等があります。原料であるバイオマスは、その成長過程において大気中の二酸化炭素を固定し、バイオマスを再生産する限りにおいては、カーボンニュートラルであることから、熱処理する際に排出される温室効果ガスの抑制に寄与するとされています。国は「プラスチック資源循環戦略」において、マイルストーンとして2030（令和12）年までにバイオマスプラスチックを最大限（約200万トン）導入するよう目指すとしています。

なお、バイオマスプラスチックは、将来的な原料需要の拡大にあたり、食料等他の用途との競合が懸念されており、持続可能な原料調達は課題とされています。

生分解性プラスチックについては、廃棄物処理の合理化や海洋プラスチックの削減に寄与するとして、農業・土木資材、食品残渣（生ごみ）収集袋等に使用されています。ただし、生分解性プラスチックが十分な分解機能を発揮するためには、適切な環境が必要であり、土壌、海洋等それぞれの分解環境に適した生分解性プラスチックを選択することに留意する必要があります。

（出典）環境省、経済産業省、農林水産省、文部科学省「バイオプラスチック導入ロードマップ」より一部引用

### 【コラム③】不織布マスクもプラスチック！？

プラスチック製品というと、ペットボトルやテイクアウト容器、使い捨てスプーン等が思い浮かぶかもしれませんが、コロナ禍で使用が増大している不織布マスクもプラスチック製であることをご存じでしょうか？



不織布マスクの素材を見ると、ポリプロピレンやポリウレタンなど、実はそのほとんどがプラスチック繊維でできているのです。

不織布マスクを意図的にポイ捨てる人は少ないかもしれませんが、風に飛ばされるなどして落ちたマスクが拾われず、そのままになっているのを見かけたことはありませんか？これらはやがて河川を通じて海に流れ出た結果、海洋プラスチックとなってしまいます。

最近では、このように適切に廃棄されなかった不織布マスクが海洋汚染の一因になることが世界的に懸念されています。

不織布マスクのほかにも、たばこのフィルターや紙オムツ、コンタクトレンズなどにもプラスチックは使用されており、私たちの身の回りには実は意外と知らないプラスチック製品が多数存在しています。

こういったプラスチックについて、ごみとなった場合には、“自分の責任で適切に捨てる”ことがとても大切です。例えば不織布マスクが風に飛ばされてしまっても拾ってごみ箱に捨てるといった私たち一人ひとりの行動が、海洋プラスチック問題の解決に貢献していきます。

## (5) SDGs との関連

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015 (平成 27) 年 9 月の国連総会で採択された持続可能な開発目標です。

本県では、「いのち輝く神奈川」の実現に向けて、SDGs の推進に取り組んでおり、2018 (平成 30) 年 6 月には国が選定する「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」の両方に選ばれました。

プラスチックに係る資源の循環的な利用や不適正処理の防止は、SDGs のゴール 12 「つくる責任つかう責任」、ゴール 13 「気候変動に具体的な対策を」、ゴール 14 「海の豊かさを守ろう」、ゴール 17 「パートナーシップで目標を達成しよう」に関連しています。



#### 【コラム④】プラスチックのリサイクル手法

プラスチックをリサイクル等により有効利用する手法には、大きく分けるとマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリカバリーの3つがあります。

循環型社会形成推進基本法では、マテリアルリサイクルとケミカルリサイクルを「再生利用」として定義し、サーマルリカバリー（熱回収）よりも優先して行うべきものとしています。

2020（令和2）年の全国のプラスチックごみの処理における各手法の割合は、マテリアルリサイクル21%、ケミカルマテリアル3%、サーマルリカバリー62%で、単純焼却や埋立といった未利用は14%でした。

##### マテリアルリサイクル

廃プラスチックをプラスチックのまま原料として再生利用する手法で、集めたプラスチックを選別したのち、破碎して熔融し、粒状にしたものから新たなプラスチック製品を作ります。

##### ケミカルリサイクル

廃プラスチックを化学的な原料として再生利用する手法で、集めたプラスチックを化学的に分解して再度プラスチックに再生する手法や、製鉄所でコークスの代わりに還元剤として使用する手法などがあります。

##### サーマルリカバリー（熱回収）

廃プラスチックを燃焼させる際に発生する熱エネルギーを回収して有効利用する手法で、ごみ焼却発電などがあります。

（出典）一般社団法人プラスチック循環利用協会「プラスチックリサイクルの基礎知識 2022」より一部引用

#### 1 一般廃棄物の状況

##### (1) ペットボトル及びプラスチック製容器包装について

- 家庭から排出されるペットボトル及びプラスチック製容器包装については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、各家庭（消費者）には分別排出を、市町村には分別収集を、容器包装を用いて商品を販売する事業者等には再商品化を義務付けています。
- 本県では、2022（令和4）年4月現在、ペットボトルについては全市町村で、プラスチック製容器包装については31市町村で資源ごみとして分別収集が行われています。
- 分別収集されたペットボトル及びプラスチック製容器包装は、市町村において異物等を取り除く等された後、リサイクルを行う事業者へ引き渡され、プラスチック原料等にリサイクルされ、商品へと加工等されています。
- プラスチック製容器包装の分別収集を行っていない2町は、可燃ごみとして収集し、焼却していますが、焼却により生じた熱を回収し利活用（サーマルリカバリー）しています。

##### (2) 製品プラスチックについて

- 容器や包装材以外のプラスチック製品（ストロー、スプーン、洗面器、バケツ、植木鉢等。以下「製品プラスチック」という。）は、容器包装リサイクル法の対象とならず、これまで市町村によってごみの分別や処理の方法は異なっていました。
- 2022（令和4）年4月に施行されたプラスチック資源循環法により、市町村は廃棄物となった製品プラスチック（以下「製品プラスチックごみ」という。）の分別収集及び再商品化に必要な措置を講ずるよう努めることが規定されました。
- 本県においては、2022（令和4）年4月現在、9市町※において製品プラスチックごみの分別収集が行われており、収集された製品プラスチックごみは異物等を取り除いた後、全量有効利用されています。  
※一部地区や一部品目についてのみ分別収集している場合も含む。
- また、現在、分別収集を行っていない市町村では、可燃ごみ※として収集し焼却処理していますが、その多くはサーマルリカバリーしています。  
※ 不燃ごみとして回収した後、可燃物としてプラスチックを選別処理する場合を含む。

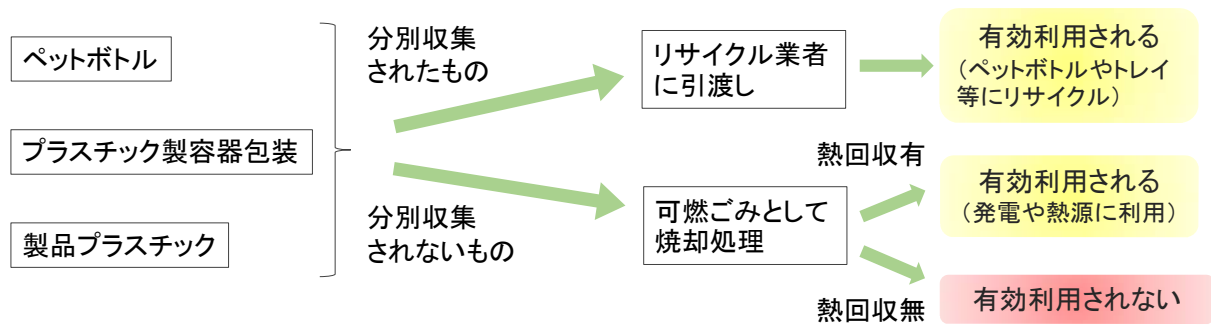


図2 家庭系プラスチックごみの処理フロー

表2 家庭系プラスチックごみ排出量等

年度	分別収集したプラスチックの再資源化量				可燃ごみ中プラスチック量	
	ペットボトル	プラスチック製容器包装	製品プラスチック	合計 ①	可燃ごみ量	可燃ごみ中プラスチック量 ②※1
2019 (R1)	29,566t	107,642t	1,465t	138,673t	1,432,837t	234,666t
2020 (R2)	31,486t	112,194t	1,475t	145,155t	1,466,728t	218,696t
年度	家庭系プラスチックごみ総計					
	プラごみ排出量 ③=①+②	一人当たりのプラごみ排出量	分別率 ①/③	有効利用量※2 ④	有効利用率 ④/③	
					熱回収による※2	
2019 (R1)	373,339t	40.6kg	37.1%	367,507t	98.4%	61.3%
2020 (R2)	363,850t	39.4kg	39.9%	358,486t	98.5%	58.6%

※1 可燃ごみ量にプラスチックごみの組成割合（年4回以上組成調査を実施している市町村におけるデータの平均値）を乗じて推計した数値。

※2 可燃ごみ中のプラスチックについては、焼却処理の過程で熱回収している場合については、有効利用量に計上。当該熱回収による有効利用量を用いて熱回収による有効利用率を算出。

## 【コラム⑤】容器包装リサイクル法とは

容器包装リサイクル法は、最終処分場が足りなくなる事態が生じてきたことから、**家庭でごみとなって排出される商品の容器や包装**（びん、ペットボトル、お菓子の紙箱やフィルム包装、プラスチックトレイなど）を**再商品化（リサイクル）**する目的で作られた法律（1995（平成7）年制定）です。

容器包装リサイクル法の制定以前は市町村だけが処理責任を担っていた容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者（容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者）は再商品化（リサイクル）するという、3者の役割分担を決め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務付けています。



容器包装リサイクル法が対象としている「容器」や「包装」とは、商品を入れたり包んだりしているもので、中身の商品を取り出した（使った）後、不要となるものです。プラスチックについては、ペットボトル及びプラスチック製容器包装が対象となっています。

分別収集されたペットボトルは、卵パックなどの原料となるシートや繊維、ボトル等に再商品化されています。近年では、ペットボトルを再びペットボトルの原料として利用するボトル to ボトルの水平リサイクル\*が増加しており、脱炭素社会の実現のためにも水平リサイクルの推進は欠かせないものとなっています。また、プラスチック製容器包装は、再生樹脂としてプラスチック製品の原料となるほか、コークス炉化学原料、高炉還元剤等としてリサイクルされています。

※ 使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクルのこと。

### 【識別マーク】



識別マークがあるものが対象となるプラスチックごみです。プラスチック製の製品ごみ（洗面器、バケツ、植木鉢等）は容器包装リサイクル法の対象外です。

（出典）環境省及び公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 HP より一部引用

## 2 産業廃棄物の状況

- 事業者が排出するプラスチックごみは、産業廃棄物として排出事業者の責任で処理されるものであり、これまで、資源の有効利用の観点から、事業者の自主的な取組として3Rの推進が図られてきました。

表3 神奈川県産業廃棄物総合実態調査\*における廃プラスチック類の排出量等  
単位：千t

	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
2009 (H21) 年度	291	168	56	67
2019 (R1) 年度	296	197	59	40

\* 県内の廃棄物の発生、処理・処分等の状況を把握し、廃棄物行政の施策の検討に資するとともに神奈川県循環型社会づくり計画の策定等に活用することを目的として行う調査。1981（昭和56）年度以降合計8回実施しており、最新の調査は2020（令和2）年度に2019（令和元）年度の県内の状況について調査を実施。

- 県内の事業所において、1年間に産業廃棄物を1,000トン以上排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）が排出する廃プラスチック類の有効利用率は、2020（令和2）年度の実績で81.7%でした。

表4 多量排出事業者の業種別廃プラスチック有効利用量等

	R1 年度					R2 年度				
	事業所数	排出量 (t)	有効利用量 (t)	有効利用率 (%)		事業所数	排出量 (t)	有効利用量 (t)	有効利用率 (%)	
					熱回収による					熱回収による
建設業	372	37,038	29,383	79.3	3.9	396	36,903	26,495	71.8	1.3
製造業	128	36,732	33,364	90.8	14.7	142	37,195	34,501	92.8	14.3
電気・ガス・熱供給・水道業	25	451	435	96.6	0.0	27	143	131	91.3	0.0
運輸・通信業	4	156	156	100.0	0.0	3	142	142	100.0	0.0
サービス業	9	3,062	1,595	52.1	13.2	10	3,186	2,110	66.2	0.0
合計	538	77,439	64,933	<b>83.9</b>	9.4	578	77,568	63,379	<b>81.7</b>	7.5

\* 有効利用量は、中間処理委託したものについては中間処理委託量を合算。また、焼却処理において熱回収している場合には有効利用量として計上。

### 3 海岸におけるプラスチックごみの状況

○ 本県が、2019（令和元）年度から2021（令和3）年度に県内4地点の海岸において、国が定めた調査方法に沿って海岸漂着物の組成調査を行った結果、人工物（漁具を除く）のうちプラスチックごみの割合は多い地点では約5割、少ない地点では約1割程度でした。

また、回収されたプラスチックごみの種類は、個数ベースで集計すると、たばこの吸殻（フィルター）や、ペットボトルのキャップ、ポリ袋、ストロー、その他の容器包装が多く見られました。

さらに、元々の製品の種類が判別できない細かなプラスチックの破片を含めて、重量ベースで集計すると、全体の約8割を生活雑貨等の製品プラスチックや、それらが環境中で劣化し、細かくなった破片が占めているものと推測されました。

表5 神奈川県海岸漂着物組成調査結果 単位：重量 kg、割合%

地点	ごみの種類	2019(R1)年度		2020(R2)年度		2021(R3)年度		2019～2021年度平均	
		重量	割合	重量	割合	重量	割合	重量	割合
三浦海岸 北側公衆 トイレ付近	プラ			1.95	16.2	1.86	9.9	1.91	12.4
	その他			10.10	83.8	16.88	90.1	13.49	87.6
	合計			12.05	100.0	18.74	100.0	15.40	100.0
引地川河 口部右岸	プラ	0.46	51.7	0.25	59.5	0.31	39.7	0.34	48.8
	その他	0.43	48.3	0.17	40.5	0.47	60.3	0.36	51.2
	合計	0.89	100.0	0.42	100.0	0.78	100.0	0.70	100.0
金目川河 口部左岸	プラ	0.68	43.3	0.08	34.8	1.39	53.1	0.72	48.6
	その他	0.89	56.7	0.15	65.2	1.23	46.9	0.76	51.4
	合計	1.57	100.0	0.23	100.0	2.62	100.0	1.47	100.0
酒匂川河 口部右岸	プラ	0.27	12.5	3.61	11.6	2.93	7.8	2.27	9.7
	その他	1.89	87.5	27.39	88.4	34.40	92.2	21.23	90.3
	合計	2.16	100.0	31.00	100.0	37.33	100.0	23.50	100.0



図3 神奈川県海岸漂着物組成調査地点図



- 公益財団法人かながわ海岸美化財団（以下「美化財団」という。）が県内の海岸3地点（久里浜海岸、金目川右岸～大磯町境の海岸、山王網一色海岸）において実施した海岸ごみの実態調査では、1992（平成4）年～1994（平成6）年度の調査結果に比べて、2016（平成28）～2018（平成30）年度の調査結果では、木くずや海藻等の自然系のごみを除外した人工ごみのうち、プラスチックごみの割合が40.9%から57.1%へと約1.4倍に増加しています。

表6 美化財団における海岸ごみ実態調査結果

単位：重量 kg、割合%

ごみの種類	1992 (H4)～1994 (H6)年度		2016 (H28)～2018 (H30)年度	
	重量	割合	重量	割合
プラスチック	78.8	40.9	130.0	57.1
その他	113.9	59.1	97.7	42.9
合計	192.7	100.0	227.7	100.0

### 【コラム⑥】マイクロプラスチックって？

環境中に流出したプラスチックごみは、紫外線や波浪などの影響により自然環境中で破碎・細分化されることで、5 mm 以下の微小なプラスチックであるマイクロプラスチックになります。

マイクロプラスチックは、海洋中などにごく低濃度で含まれる有害な化学物質をその表面に吸着しやすい性質を持っているため、吸着した化学物質やプラスチック自体に含有している化学物質により、食物連鎖を通じて生態系に影響を及ぼすことが懸念されています。



県環境科学センターが県内の海岸で採取したマイクロプラスチック

## 1 ワンウェイプラスチックの削減

### (1) ワンウェイプラ削減実行委員会の設立

2020（令和2）年7月に「ワンウェイプラ削減実行委員会」を設立し、2022（令和4）年度には「ワンウェイプラ削減フォーラム」を開催するなど、ワンウェイプラスチックの削減及び代替製品への転換等を推進してきました。

#### 【コラム⑦】ワンウェイプラスチックの使用を削減しましょう

ワンウェイプラスチックとは、一度使用した後に廃棄される使い捨てプラスチックのことです。

プラごみ対策において、過剰なプラスチックの使用を減らすというリデュースの推進は最も重要であり、特に一度使用しただけで捨てられてしまうワンウェイプラスチックの削減は重要です。

私たち一人ひとりが日ごろからできる取組みとして、日常生活の中でプラスチック製品は必要な分だけ使用する、繰り返し使用できる製品を活用するなど、プラスチックを過剰に使用しない取組みを心がけましょう。最近では、コロナ禍で需要が増えた飲食店のテイクアウト容器をリユース可能な容器に変更し、複数の飲食店でシェアするといったサービス等も登場しています。

また、プラスチック資源循環法では、ワンウェイプラスチックのうち主にプラスチックでできているフォーク、スプーン等の12製品を「特定プラスチック使用製品」として指定しています。「特定プラスチック使用製品提供事業者」に対してはその使用の合理化を求めており、飲食店やコンビニエンスストア、ホテル等において提供の廃止や代替素材の活用等様々な取組みが進んでいます。



プラスチック資源循環法における特定プラスチック使用製品

(出典) プラスチック資源循環法のパンフレットより一部引用

## (2) プラごみゼロ宣言賛同企業等の登録

「かながわプラごみゼロ宣言」の趣旨に賛同し、自らもプラごみゼロに向けた具体的な行動に取り組む企業・団体・学校（以下「賛同企業等」という。）を募集し、県と事業者等が連携してプラごみゼロに向けた取組みの輪を広げてきました。

前アクションプログラムでは、目標として、2022（令和4）年度までに賛同企業等数2,000者を目指すとされており、2021（令和3）年度末において2,076者と目標を前倒して達成しました。

## 2 プラごみの再生利用の推進

### (1) ペットボトルモデル事業推進コンソーシアムの発足及びモデル事業の実施

ペットボトルの水平リサイクルの推進のため、県は、清涼飲料業界や廃棄物処理業界等と協働で、2020（令和2）年3月に「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム」を発足させ、2021（令和3）年度にペットボトル回収に関する実証実験を行いました。

実証実験は、使用済ペットボトルを捨てる際の利用者によるボトル、ラベル、キャップの3分別率を高めることを目的に、鉄道駅と製造業の事業所の2か所で事業者の協力のもと実施しました。鉄道駅での実験は不特定多数の鉄道利用者を対象にした取組みでしたが、3分別実施率は最大で32%まで上昇しました。事業所での実験は、事業者から従業員への周知を図った結果、3分別実施率は最大で96%と大きく上昇しました。



<鉄道駅での実験のため、新たに設置した専用回収ボックス>

### (2) 県庁本庁庁舎でのペットボトル3分別の取組み推進と県民への周知啓発

県は、自らペットボトルの水平リサイクルに取り組むため、2019（令和元）年度から本庁庁舎の職員にペットボトル3分別の徹底を周知しています。2022（令和4）年度からは、パントリーから回収したペットボトルについては、処理を委託した業者との契約の中で水平リサイクルの実施を義務付けており、回収したペットボトルは全量ペットボトルに再生処理しています。

また、鉄道車内広告等で、県民に対しペットボトルの3分別実施の働きかけを行いました。

### (3) 産業廃棄物の排出事業者への働きかけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の多量排出事業者等を対象とした、2022（令和4）年度「自主管理事業説明会」において、プラスチック資源循環法における排出事業者の責務等を周知し、廃プラスチック類の再生利用等について働きかけを行いました。

## 3 クリーン活動の拡大等

### (1) クリーン活動の参加者拡大

県では従前から、環境美化の観点から「かながわクリーン運動」として、内陸部を含めた県全域で、市町村や県民、企業など様々な主体が連携した清掃活動の実施を推進してきました。

「かながわプラごみゼロ宣言」の達成に向けては、内陸から海に流出するごみをさらに減らしていく必要があることを踏まえ、このようなクリーン活動を拡大させていくため、2022（令和4）年度には、「かながわクリーンアクティブ・フォーラム」を開催するなど、市町村や団体、企業等の連携を促進しました。

また、2021（令和3）年度に LINE 公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」を開設し、県民がクリーン活動に関する情報を入手しやすくする仕組みづくりを行いました。

なお、前アクションプログラムでは目標として、2022（令和4）年度までにクリーン活動参加者 70 万人を目指すとしましたが、2021（令和3）年度末においては 28 万人と目標に対して大きく下回っています。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により海岸への立ち入りの自粛が要請されたこと等により、クリーン活動の実施が減少したことによるものです。

表6 クリーン活動参加者数推移

年度	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
実績	46 万人	56 万人	18 万人	28 万人	【目標】70 万人

### (2) ドローンによるスカイパトロールなど不法投棄対策の推進

ドローンを活用した空からの不法投棄パトロール(スカイパトロール)により、河川流域のプラスチックごみを含む廃棄物の滞留場所や不法投棄物等の確認を行い、早期発見・早期回収を推進しました。また、音声発信機能付きドローンを導入し、河川及び海岸の利用者に対してごみの持ち帰りを呼びかけました。

その他、賛同企業等や県と不法投棄の発見や通報に関する協定を締結した企業・団体に対して、オフィスや所有する車両（約 2 万 8 千台）に不法投棄対策ステッカーの掲出を依頼するなどの不法投棄対策を実施しました。

#### 4 普及啓発

県民に海洋プラスチックについて周知するためのリーフレットや、マイバッグ等の啓発グッズを作成し、市町村等と連携して周知を図ったほか、鉄道車内広告や、YouTube 動画による周知を行いました。動画の再生回数は 17 万回（2022 年 7 月末現在）を超えており、多くの県民に視聴いただきました。

##### ◆YouTube 普及啓発動画



<https://www.youtube.com/watch?v=YnEAK72Q6Gw>

ぜひご覧ください！

また、「かながわプラごみゼロ宣言」の達成に向け、県民一人ひとりが実行できる取組みを示した「マイエコ 10 宣言（プラごみゼロ宣言バージョン）」を作成し、具体的な行動の実践を呼びかけた結果、2022 年 7 月末時点において 6 万人以上が宣言しています。

その他、プラごみ問題をテーマとした展示作品を作成し、県ホームページ等で普及啓発を行っています。



作品タイトル：The Moment 作者：Kensuke Takahashi

#### 5 実態調査

県では、2019（令和元）年度以降、毎年、海岸漂着物組成調査を実施しているほか、県環境科学センターにおいて2017（平成29）年度からマイクロプラスチックの発生源を把握するため、海岸や河川等で実態調査を実施しました。

環境科学センターの調査では、相模湾の海岸に漂着するマイクロプラスチックは、その主な由来が外洋からではなく、内陸から河川を通じて流出している可能性が高いと推測されています。これをもとに、河川における定常時の調査に加えて、雨天時の調査を実施して、海岸に漂着している特徴的なプラスチックのうち、人工芝の破片（玄関マット等に由来する）などが実際に流出していることを確認しています。さらに河川に流れ込むものの上流側として、内陸部において用途地域ごとに、道路の路肩に散乱したプラスチック片の調査も



実施しています。その結果、工業地域などと比較して、住居地域においてプラスチック片の重量が多いことが確認され、ごみ集積場に由来するプラスチックごみの散乱、あるいは駐車場に設置されている三角コーンの不適切管理などが要因と推測しています。加えて、ドローン撮影による調査の結果、台風などの大雨により、河川敷あるいは中州などに、上流から流れてきたプラスチックごみが滞留することも確認されています。\*

※：神奈川県環境科学センター調査研究部 マイクロプラスチック研究チーム；相模湾漂着マイクロプラスチック（MP）の実態とその由来の推定 <中間報告書> その1 漂着実態把握と吸着化学物質の測定（2019年5月）、その2 発生源及び排出経路の推定（2022年5月）、<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b4f/chousakenkyu/seika/seika.html>

### 【コラム⑧】道路の側溝は海の入り口

誰もが見かけたことのある道路の側溝、その先はどこに繋がっているか知っていますか？

道路の側溝は、道路に溜まった雨水を排水するために設けられています。

多くの場合、道路の側溝は地下の雨水管に繋がり、その先は河川へと繋がっています。

このため、道路の側溝にポイ捨てされたたばこの吸殻等のプラごみは、雨が降ると雨水と一緒に流され、河川を通じて最終的には海まで流れていってしまいます。



たばこの吸殻が  
ポイ捨てされた側溝



側溝下の雨水管に繋がる管



雨水管の出口は河川に繋がっている


（出典）公益財団法人かながわ海岸美化財団

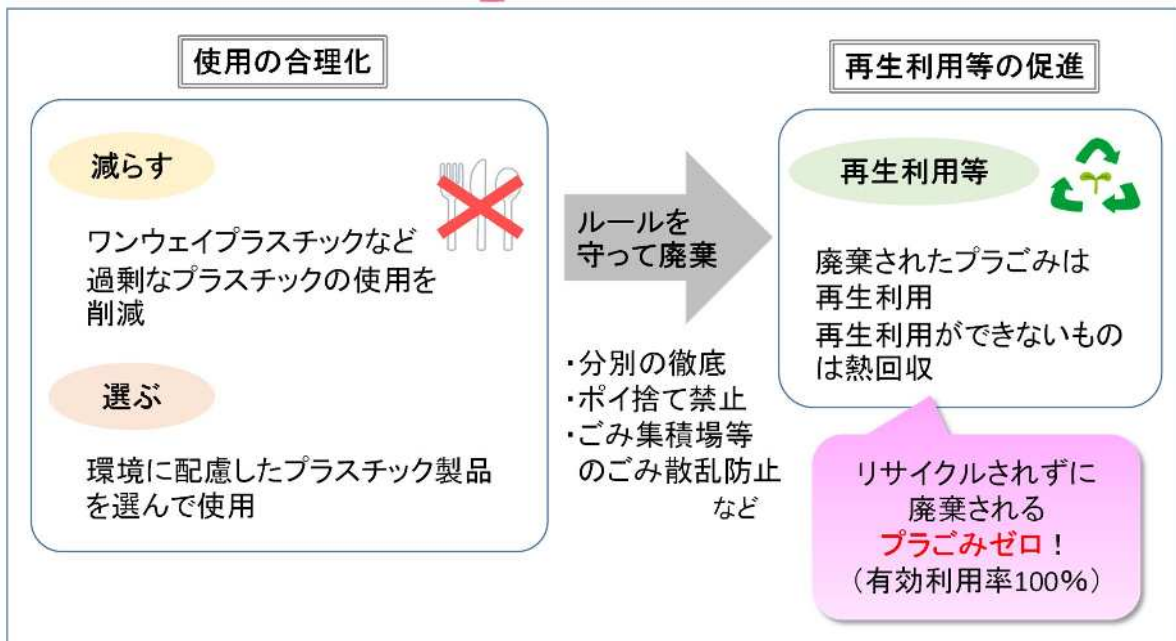
一度海に流出してしまったプラごみを回収することは非常に困難です。私たち一人ひとりが、『道路の側溝は海の入り口』という意識を持ち、ポイ捨てのない社会づくりを進めるとともに、特に屋外においては、プラスチックを適切に使用することを心がけましょう。

【プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する基本的な方針】


2030（令和12）年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラスチックごみをゼロとする「かながわプラごみゼロ宣言」の実現を目指すとともに、プラスチック資源循環法及び条例に基づく取組みを推進するため、県、市町村、県民、事業者が相互に連携しながら、それぞれの役割において、プラスチックの3R+Renewableに係る取組みを進めます。

なお、3Rの取組みではプラごみの排出を減らすリデュース（排出抑制）の取組みが最も重要であり、リデュースを徹底したうえで、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）を進めます。また、再生利用が困難なプラごみを、やむを得ず焼却する場合には、熱回収により有効利用します。

目指すべき『プラごみゼロ』とは 



それでも環境中に流出してしまったプラごみは？ →クリーン活動の拡大等により回収

クリーン活動の輪が広がることは、県民の意識向上、ポイ捨てを許さない地域環境づくりにも繋がる。 

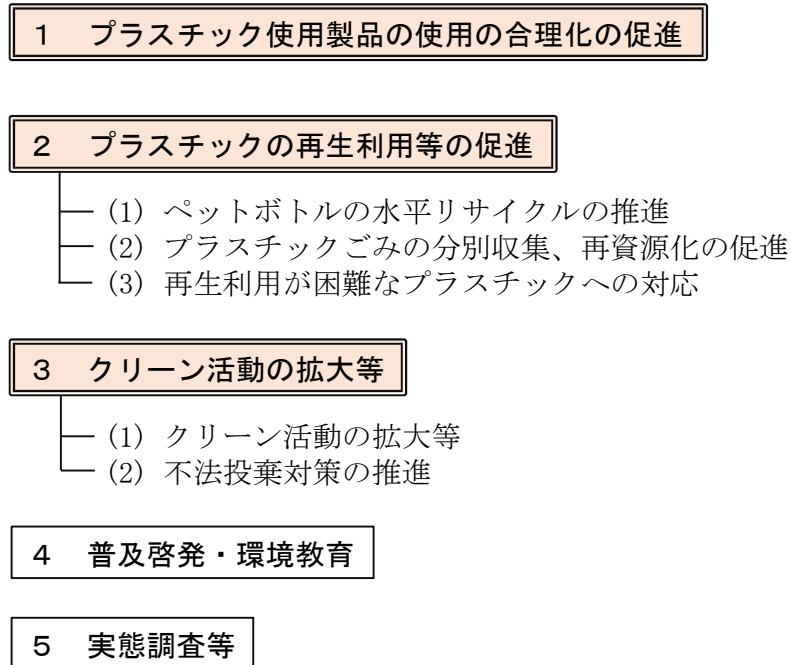
【コラム⑨】Renewable って？

「3R+Renewable」は国のプラスチック資源循環戦略において示された基本原則であり、Renewableとは再生可能な資源の活用を意味します。

具体的には、従来の石油を原料としたプラスチックを紙やバイオマスプラスチック等の再生可能な資源に置き換えることが挙げられます。

県は、基本的な方針に沿い、次の推進方策の体系により取組みを進めます。

＜推進方策の体系＞



このうち、特に

- 1 プラスチック使用製品の使用の合理化の促進
- 2 プラスチックの再生利用等の促進
- 3 クリーン活動の拡大等

については、重点的に講ずべき方策と位置付け、取組みを推進します。

また、各方策において、市町村、事業者等とも連携及び情報交換を図りながら、施策を推進します。

## 1 プラスチック使用製品の使用の合理化の促進

プラスチックごみの排出を抑制（リデュース）するため、ワンウェイプラスチックなど過剰なプラスチック使用製品の使用を削減するほか、環境に配慮したプラスチック使用製品\*を選択することや、プラスチック使用製品をなるべく長期間利用するといった、プラスチック使用製品の使用の合理化を促進します。

※ プラスチック資源循環法では、「プラスチック使用製品設計指針」において、設計の段階からプラスチックの使用量の削減、部品の再使用、再生利用を容易にする又はその部品若しくは原材料の種類工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用等を行うよう努めることとされています。また、指針に則した製品の設計のうち、特に優れた設計を主務大臣が認定する制度が創設されました。



項目	施策（○は主な取組みを示します。）
事業者、市町村等と連携した取組みの推進	<p>事業者、市町村等の各主体における情報を共有するなど、関係者と連携して取組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「かながわプラごみゼロ宣言賛同企業等」の募集</li> <li>○ワンウェイプラスチック削減のための各主体間の情報共有、連携促進</li> <li>○SNSを活用した情報発信</li> </ul>
県民の取組み促進	<p>県民一人ひとりが過剰なプラスチックの使用を控えるとともに、環境に配慮したプラスチック製品を選択するなど、ライフスタイルの変革を促進するよう普及啓発等に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○マイバッグ、マイボトル等の利用促進</li> <li>○法認定製品※、バイオプラスチック又は代替素材利用製品の使用に係る普及啓発</li> </ul> <p>※プラスチック資源循環法に基づき、特に優れた設計と認定された設計に基づき製造されたプラスチック使用製品</p>
事業者の取組み促進	<p>事業者によるワンウェイプラスチックの削減等の排出抑制や環境に配慮したプラスチック製品の選択など、プラスチック使用製品の使用の合理化が図られるよう事業者の取組みを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○製造、販売、使用等のあらゆる段階におけるプラスチック使用製品の使用の合理化について業界団体等を通じた働きかけ</li> <li>○廃棄物を多量に排出する事業者に対する排出抑制等の働きかけ</li> <li>○取組推進店舗への登録ステッカー配布などによる支援</li> <li>○法認定製品、バイオプラスチック又は代替素材利用製品の使用に係る普及啓発</li> </ul>
県における率先行動の実施	<p>県自ら率先してプラスチック使用製品の使用の合理化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員のマイバッグの利用促進</li> <li>○県有施設への給水機の設置及びマイボトルの利用促進</li> <li>○イベント開催時のワンウェイプラスチックの使用削減</li> <li>○神奈川県グリーン購入基本方針に基づく法認定製品等の優先調達</li> </ul>

## 2 プラスチックの再生利用等の促進

プラスチック使用製品の使用の合理化を図ったうえで今後も発生するプラスチックごみについては、徹底したリサイクルを推進します。マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルによる再生利用を優先し、それが難しい場合には、熱回収（サーマルリカバリー）も含めて循環利用を促進します。中長期的には、脱炭素社会の実現のため、熱回収比率はできる限り低減していくことを目指します。

### (1) ペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル）の推進

項目	施策（○は主な取組みを示します。）
ボトル to ボトルの推進	<p>ペットボトルの3分別に係る普及啓発や事業者等による先進的な取組みを情報発信するなど、ペットボトルのボトル to ボトルを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民・事業者への普及啓発</li> <li>○事業系ペットボトルのボトル to ボトル推進への働きかけ</li> <li>○県庁本庁庁舎でのボトル to ボトルの率先実施</li> </ul>

### (2) プラスチックごみの分別収集、再資源化の推進

項目	施策（○は主な取組みを示します。）
家庭系プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の推進	<p>市町村による分別収集が進むよう、市町村の施策検討に役立つ情報を提供するとともに、施策の実施に向けた技術的な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村への情報提供、技術的な支援</li> </ul>
事業者による再資源化の促進	<p>製造・販売事業者等による製品等の自主回収・再資源化の取組み並びに排出事業者及びリサイクル業者による再資源化の取組みを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民へ自主回収拠点等の情報発信</li> <li>○事業者による先進的な取組みの情報発信</li> <li>○廃棄物を多量に排出する事業者に対する再資源化促進の働きかけ</li> <li>○県融資制度による中小企業・小規模企業へのリサイクル施設の設置等支援</li> </ul>
県における率先行動の実施	<p>県自ら率先して再資源化した製品を優先調達し、再資源化を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○神奈川県グリーン購入基本方針に基づく法認定製品等の優先調達</li> </ul>

(3) 再生利用が困難なプラスチックへの対応

項目	施策（○は主な取組みを示します。）
再生利用が困難な場合における熱回収の実施	<p>再生利用（マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクル）が困難で、焼却処理せざるを得ないプラスチックごみについては、可能な限り効率の良い熱回収（サーマルリカバリー）により有効利用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村へのエネルギー回収設備導入に係る支援等</li> <li>○廃棄物処理法に基づく廃棄物熱回収施設設置者認定制度の周知啓発</li> <li>○県融資制度による中小企業・小規模企業へのリサイクル施設の設置等支援</li> </ul>

### 3 クリーン活動の拡大等

環境中に排出されてしまったプラスチックごみの回収を進めるとともに、ポイ捨ての防止や、ごみ集積所からのプラごみの散乱など非意図的なプラスチックごみの環境への排出を防止するための取組みを推進します。

また、事業者等による大規模な不法投棄の防止対策を推進します。

(1) クリーン活動の拡大等

項目	施策（○は主な取組みを示します。）
県民、事業者、市町村等と連携したクリーン活動の推進	<p>県民、事業者、市町村等と連携・協力し、クリーン活動に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「神奈川県美しい環境づくり推進協議会」の開催</li> <li>○「かながわクリーン運動」等による清掃・美化活動の推進</li> <li>○LINE 公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」の運営</li> <li>○美化財団が行う海岸清掃や啓発等の取組みの支援</li> <li>○観光客等へのごみ持ち帰りの周知啓発</li> <li>○ドローンによる河川敷等でのごみ持ち帰りの呼びかけ</li> <li>○美化運動推進功労者表彰の実施</li> </ul>
海洋ごみの回収	<p>海洋ごみ回収の取組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○漁業者が操業時に回収した海洋ごみの持ち帰りの促進</li> </ul>
非意図的なプラスチックごみの排出防止	<p>プラスチックごみが意図せず環境中に排出されないよう、ごみの散乱防止などの周知啓発等に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭ごみ排出時の散乱防止の普及啓発</li> </ul>

(2) 不法投棄対策の推進

不法投棄撲滅キャンペーンの実施等、「循環型社会づくり計画」に基づく取組みを推進します。

## 4 普及啓発・環境教育

海洋プラスチック問題等の解決には、県民一人ひとりが問題を認識し、自分事として捉え、問題解決のために、過剰なプラスチックの使用は控える、廃棄する際は分別・回収に協力するなど、行動を変容していくことが重要です。このため、各種普及啓発を行うとともに、学校や家庭、地域における環境教育等を推進します。

項目	施策（○は主な取組みを示します。）
普及啓発・環境教育の推進	<p>海洋プラスチック問題等の周知啓発、学校や地域における環境教育・環境学習を推進し、県民の環境に配慮した自主的な取組みを促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○海洋プラスチック問題等の県民への周知啓発の実施</li> <li>○学校で活用する映像教材の作成・活用の促進</li> <li>○美化財団による学校キャラバンの周知支援</li> <li>○「かながわ環境出前講座」による環境学習の推進</li> <li>○環境学習指導者養成講座の開催</li> </ul>

## 5 実態調査等

プラごみゼロに向けた施策を効果的に推進していくために、実態把握等の調査や他都県市と連携・協力した広域的な取組み等を推進します。

項目	施策（○は主な取組みを示します。）
環境中の実態調査	<p>海岸漂着物の実態を把握する調査やマイクロプラスチックの排出実態を解明する研究に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸漂着ごみの組成等実態把握調査の実施</li> <li>○県環境科学センターにおける研究推進</li> </ul>
排出実態調査	<p>市町村によるごみ処理の状況や多量排出事業者の排出実態等を把握します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「一般廃棄物処理事業の概要」の作成等による市町村のごみ処理状況の取りまとめ</li> <li>○多量排出事業者の廃プラスチック類の処理状況の把握</li> </ul>
広域的な取組みの推進	<p>九都県市首脳会議（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）において広域的な取組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○普及啓発、実態把握調査</li> </ul>

プラスチックに係る資源の循環的な利用や、廃棄物の不適正処理の防止等を推進するため、プラスチック資源循環法、条例等の関係法令に基づき、県民、事業者、市町村及び県の各主体が適切な役割分担のもと、相互に協力し連携を図りながら取組みを進めていきます。

### 1 県民の役割

県民は、プラスチックの使用にあたっては、環境に配慮したプラスチック製品を選択し、なるべく長期間使用すること、過剰なプラスチックは使用しないことに努めます。

また、廃棄する際は、市町村のルールに従って分別して排出し、排出にあたっては散乱防止に努めるとともに、県、市町村等が実施する美化活動に協力します。

### 2 事業者の役割

事業者は、プラスチックの使用にあたっては、環境に配慮したプラスチック製品を選択し、なるべく長期間使用すること、過剰なプラスチックは使用しないことなどにより排出抑制に努めます。また、廃棄及び処理にあたっては、廃棄物処理法、プラスチック資源循環法等の規定に基づき適正に処理するとともに、再資源化等に努め、プラスチック使用製品の製造・販売事業者等にあつては、自主回収・再資源化に取り組みます。

また、県、市町村等が実施する美化活動に協力します。

### 3 市町村の役割

市町村は、区域内におけるプラスチックごみに関して、分別収集に努めるとともに、関係法令に基づき再商品化等の促進に必要な措置を講ずるよう努めます。

また、プラスチックに係る資源の循環的な利用等を推進するため、県と連携して地域における住民及び事業者の取組みを促進します。

### 4 県の役割

県は、プラスチックに係る資源の循環的な利用や美化活動等に関して、市町村と連携して、県民、事業者及びこれらの者を組織する団体に対して、情報提供、普及啓発や必要な支援を実施するほか、環境教育・環境学習を推進するとともに、市町村がその役割を十分に果たすために必要な技術的援助を行います。

また、施策の実施にあたっては、プラスチックの使用量の削減、代替素材の活用、環境に配慮したプラスチック製品の製造及び使用が促進されるよう努めます。

## VIII 計画の進行管理

計画の進捗状況を把握するため、プラスチックゼロ宣言の目標達成状況を測る指標である、一般廃棄物及び産業廃棄物の有効利用率について具体的な目標値を設定し、毎年度、達成状況を管理していきます。また、有効利用率と合わせて次の各項目の実績数値についても県ホームページで公表します。

なお、本計画の期間外となりますが、プラスチックゼロ宣言の目標年である2030（令和12）年には、一般廃棄物及び産業廃棄物の有効利用率は100%となることを目指します。

### ①一般廃棄物（家庭系プラスチックごみに係る項目）

年度	2020	2023	2024	2025	2026	2027	2030
	(実績)	計画初年度	2年目	3年目	4年目	計画最終年度	宣言目標年
一人あたりの排出量	39.4kg						
分別率	39.9%						
有効利用量	358,486t						
有効利用率	目標		98.6%	98.6%	99.4%	99.7%	100%
	実績	98.5%					
	熱回収による	58.6%					

### ②産業廃棄物（多量排出事業者が排出する廃プラスチック類に係る項目）

年度	2020	2023	2024	2025	2026	2027	2030
	(実績)	計画初年度	2年目	3年目	4年目	計画最終年度	宣言目標年
排出量	77,568t						
有効利用量	63,379t						
有効利用率	目標		87.2%	89.0%	90.9%	92.7%	94.5%
	実績	81.7%					
	熱回収による	7.5%					

また、本計画に基づく各施策の実施状況についても毎年度把握し、その結果を県ホームページで公表します。その中で、次の項目については、把握した実績数値も併せて公表します。

◆海岸漂着物（海岸漂着物の組成に係る項目）

地点名	ごみの種類	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度		2027年度	
		重量	割合	重量	割合	重量	割合	割合	重量	割合	重量
	プラ										
	その他										
	合計										

※過去の実績については表5 (P. 13) 参照

◆その他

年度	2021	2023	2024	2025	2026	2027
	(実績)	計画初年度	2年目	3年目	4年目	計画最終年度
プラごみゼロ宣言賛同企業数	2,076 者					
クリーン活動参加者数	28 万人					

## 参考資料編

### □産業廃棄物総合実態調査（2019（令和元）年度）における廃プラスチック類の排出量、再生利用量及び再生利用率

業種	排出量(t)	再生利用量(t)	再生利用率(%)
農業	98	66	66.9
漁業	214	24	11.4
鉱業	257	0	0.0
建設業	68,484	53,984	78.8
製造業	139,463	90,458	64.9
食料	27,718	16,359	59.0
生活関連	4,600	3,116	67.7
紙	9,386	3,368	35.9
化学	20,560	13,035	63.4
プラスチック	16,740	10,245	61.2
窯業	3,237	2,163	66.8
鉄鋼	12,825	7,929	61.8
非鉄金属	1,857	1,178	63.4
金属	3,133	2,048	65.4
一般機械	8,284	5,881	71.0
電気機械	8,579	6,360	74.1
輸送機械	22,544	18,775	83.3
電気・ガス・熱供給・水道業	492	263	53.5
運輸・通信業	26,166	13,570	51.9
卸・小売業	35,511	28,037	79.0
サービス業	25,423	10,780	42.4
合計	296,108	197,182	66.6

※ 再生利用量は、中間処理後に有償売却等した量

#### 【産業廃棄物総合実態調査の調査方法】

調査は、郵送によるアンケート調査を基本として行い、回答を得た産業廃棄物の発生量及び処理状況に関する内容と産業廃棄物の発生量を説明する事業活動指標（製造品出荷額等）を基に、県内の産業廃棄物の排出量等を推定している。（2020（令和2）年度は県内に所在する14,564事業所にアンケートを送付。）